

第 5 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 別表の項の繰下げに伴い、引用部分の整理を行う。(第 4 条関係)

(2) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付に係る手数料を定める。

(改正後の別表第 1 1 項関係)

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を削る。(改正前の別表第 1 3 項関係)

(4) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票記載事項証明書又は戸籍の附票の除票記載事項証明書の交付に係る手数料を定める。

(改正後の別表第 1 3 項関係)

(5) (2) から (4) までの改正に伴い、項の繰下げを行う。

(改正後の別表第 1 2 項、第 1 5 項から第 5

1 項まで、第 5 4 項、第 5 5 項及び第 6 0 項から第 7 9 項まで関係)

(6) (2) から (4) までの改正に伴い、項の繰下げ及び引用部分の整理を行う。

(改正後の別表第 5 2 項、第 5 3 項及び第 5 6 項から第 5 9 項まで関係)

3 施行期日

公布の日

4 例規集

第1巻 5, 293ページ